○経済産業省告示第百二十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年五月二日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更後）	（変更前）
206785	飯嶋　健	飯島　健

○国土交通省告示第五百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷一四五番二から同県南埼玉郡白岡町大字野牛字北谷二一六番六まで	前	最小 五四	六三五
	後	最大 二六九 最小 四〇	
久喜市下早見字内谷一六七九番二から同市江面字宮前一三九九番四まで	前	最大 六五 最小 三三	二九四
	後	最大 二七七 最小 五四	
加須市大字南篠崎字川端二六七〇番一から同市大字南篠崎字川端二六六五番一まで	前	最大 三一一 最小 二一五	六一
	後	最大 三六二 最小 二一五	

○国土交通省告示第五百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市朝日が丘二丁目字山ノ神六六七番一二から同市朝日が丘二丁目字山ノ神六六七番一六まで	前	最大 三一四 最小 二五〇	五〇
	後	最大 二八六 最小 二二二	

○経済産業省告示第百二十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年五月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
104396	山田　雅啓
400980	服部　透

登録番号	氏名
213613	高津　政幸

○防衛省告示第百三十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十六日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年六月一日から同年七月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十六日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年六月一日から同年六月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九一五メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十六日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年六月一日から同年七月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度九一五メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒